

令 7 厚 政 第 598 号

令和7年(2025年)11月25日

関 係 社 会 福 祉 施 設 等 の 長
各 介 護 保 険 施 設 の 長 様
関 係 介 護 保 険 事 業 所 の 管 理 者
関 係 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等 の 管 理 者

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

社会福祉施設等における感染症予防対策につきましては、平素から格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

また、当該通知を受け、県健康増進課長・生活衛生課長連名で感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策及び食中毒の発生予防対策について、社会福祉施設等への啓発依頼が別添のとおり行われましたので、お知らせします。

つきましては、下記1のとおり感染性胃腸炎の感染予防・まん延防止対策に万全を期していただきますとともに、感染が疑われる場合には、嘱託医や協力医療機関と連携の上、適切かつ迅速な対応をお願いします。

なお、社会福祉施設等において、感染性胃腸炎による患者の発生が確認された場合には、下記2により県施設等所管課及び管轄の健康福祉センター（保健所）へ速やかに御報告いただきますよう、併せてお願いします。

記

1 予防対策及び発生時の対応等について

別添参考資料1の「社会福祉施設等におけるノロウイルスに関する留意事項」及び別添参考資料2を参考に、ノロウイルスの感染や食中毒防止の観点から、手洗いの徹底や糞便（オムツの処理を含む。）・吐物の適切な処理等の感染予防対策を講ずるとともに、感染性胃腸炎発生時においては、発生状況の把握、感染の拡大防止及び医療機関の早期受審など、適切に対応すること。

なお、消毒薬の希釀や保管に際しては、利用者の誤飲を防ぐため、ペットボトルを使用しないよう留意すること。

2 発生時の報告について

(1) 報告を要する場合

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 報告様式等

- ① 初回報告の場合、別紙様式1「感染症発生報告（初回報告用）」により県施設等所管課及び管轄の健康福祉センター（保健所）へ報告すること。
- ② 継続報告の場合、別紙様式2「感染症発生報告（継続報告用）」を管轄の健康福祉センター（保健所）へ報告すること。

【参考】

- ・山口県の感染症発生動向(週報) (山口県感染症情報センターホームページ)
<https://pref.yamaguchi.didss.dsdc.jp/>
- ・ノロウイルス検出状況 2025/26 シーズン (国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>
- ・ノロウイルスに関する Q&A(最終改訂:令和3年11月19日)(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い(動画)
<https://www.youtube.coTTm/watch?v=z7ifN95YVdM>

【各施設等所管課・班長】

厚政課	地域保健福祉班	主査	松富	083-933-2724
	保護医療班	主査	益本	083-933-2727
長寿社会課	施設班	主査	小八重	083-933-2793
	介護保険班	主幹	田村	083-933-2774
障害者支援課	在宅福祉推進班	調整監	金子	083-933-2764
	施設福祉推進班	主査	倉重	083-933-2735
こども政策課	保育・母子保健班	主幹	河杉	083-933-2747
こども家庭課	児童環境班	主査	清水	083-933-2731

令 7 健康増進第 1089 号
令 7 生活衛生第 1013 号
令和 7 年 (2025 年) 11 月 17 日

学事文書課長
厚政課長
長寿社会課長
こども政策課長
障害者支援課長
学校安全・体育課長
様

健康増進課長
生活衛生課長

ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
当該事務連絡のとおり、この時期に発生する感染性胃腸炎では、特にノロウイルスによる集団発生例が多くみられています。

つきましては、関係機関に対し、感染性胃腸炎の患者が発生した場合は、当初からノロウイルスによるものを疑い、「ノロウイルスに関するQ&A」及び「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い(動画)」等を参考に、手洗いの徹底や排せつ物・吐物の適切な処理等の感染予防対策及び食中毒の発生防止対策に努めるよう指導・啓発をお願いします。

なお、本県の感染性胃腸炎の定点当たり報告数は、第 45 週 (11/3~11/9) において、3.70 であり、警報レベル (20 人以上) には達していませんが、例年、流行のピークが冬期であることを踏まえ、今後の動向に十分注意してください。

【参考】

- 山口県の感染症発生動向(週報) (山口県感染症情報システム)
<https://pref.yamaguchi.didss.dsdc.jp/>
- ノロウイルスに関するQ&A (最終改訂: 令和3年11月19日) (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い(動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM>

健康増進課
感染症班
担当 三宅
内線 2956

生活衛生課
食の安心・安全推進班
担当 上原
内線 2974